

北海道選挙管理委員会告示第4号

令和3年10月26日執行の寿都町長選挙における選挙の効力につき、審査申立人
植谷和幸、神貢一、田原誠、吉野寿彦及び吉野英壽からの審査の申立てに対し、
次のとおり裁決した。

令和4年3月10日

北海道選挙管理委員会委員長 石 塚 正 寛

裁 決 書

北海道寿都郡寿都町字磯谷町鮫取澗123番地

審 査 申 立 人 槌谷 和幸

北海道寿都郡寿都町字新栄町101番地 6

同 神 貢一

北海道寿都郡寿都町字新栄町188番地 1

同 田原 誠

北海道寿都郡寿都町字歌棄町美谷206番地 1

同 吉野 寿彦

北海道寿都郡寿都町字歌棄町美谷206番地 1

同 吉野 英壽

札幌市中央区北 2 条西 9 丁目 インファス 5 階

村松法律事務所

上記代理人弁護士 村松 弘康

同 畔木 康裕

同 田島麻紀子

同 藤野 寛之

同 脇山 正幹

同 清水 啓右

同 本池 俊夫

同 村松 康之

同 大崎 智也

同 柴野淳一郎

同 安川 尚美

同 池上 恒太

同 石松 慶康

同 瀬田 督祥

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和 3 年12月27日付けで提起された同年10月26日執行の寿都町長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、北海道選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

本件選挙における選挙の効力に関し、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第202条第1項の規定により、申立人が寿都町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対して令和3年11月9日付けで異議の申出（以下、「本件異議申出」という。）をしたところ、町委員会は同年12月7日付けで、本件異議申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をした。

これに対し、申立人は、原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めて本件申立てをしたものである。

その理由等を要約すると、次のとおりである。

- 1 令和3年10月22日に期日前投票所である寿都町総合文化センターにおいて、付添人が投票所へ入場することを無限定に許容し、投票の秘密が損なわれる状況にあったことが明らかである。

また、投票管理者は選挙人が代理投票事由を具備するか否か判断すべきであるのにこれを怠ったという公選法第48条の代理投票制度の趣旨に悖る管理がなされていたことが明らかである。

なお、他の期日前投票日及び投票日の各投票所でも、同様の状況があったことが強く推認されることから、本件選挙に関する投票のすべてには、公選法第48条第1項及び第58条第3項に違反した違法がある。

- 2 歌棄会館の投票所において、障害者支援施設の職員（以下「職員」という。）が障害者支援施設の園生（以下「園生」という。）に対して特定の候補者への投票を指示ないし示唆する行為が推認され、投票所の入口付近に引率した職員が待機していることによって、投票所内の園生らの投票行動に影響を及ぼすことは明らかであるのに、これに対して投票管理者は公選法第60条の秩序保持義務を果たしていないため、自由な意思による投票を期待することができない状況にあった。

- 3 歌棄会館の投票所において、投票管理者が代理投票の要件の審査を行わず、投票立会人の意見を聴くこともなく代理投票を認めていた事実がある。
また、代理投票を行った際、はがきを示す方法で候補者名を指示した場合、投票管理者らに投票内容が了知され、投票の秘密が損なわれることになる。
なお、他の投票所や期日前投票所においても、同様の管理が行われていたことが優に推察されるから、本件選挙における代理投票に係る票数はすべて違法である。
- 4 本件選挙の告示前に、本件選挙の当選人やその選挙後援会長らが町内の福祉施設や学校等において、事前運動（公選法第129条違反）及び利益供与行為（公選法第136条の2第2項第5号違反）に当たる違法な選挙運動を行っていた事実が認められる。
- 5 令和3年10月22日から同月25日の衆議院議員総選挙等の期日前投票において、投票管理者は適正に代理投票事由を審査しておらず、公選法第48条第1項に違反した違法があり、当該投票管理者は本件選挙の投票管理者と同一人であるため、本件選挙の代理投票はすべて違法である。
- 6 本件選挙に係る期日前投票に使用された投票箱の保管方法に関して、適正な管理がなされていない疑いがある。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件申立てを適法なものとして認め、これを受理し、町委員会に弁明書及び関係書類を、申立人からは反論書をそれぞれ徴し、併せて職権により現地事務調査を行い、これらを慎重に審理した。

その結果は、次のとおりである。

およそ選挙が無効とされるのは、公選法第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反することがあり、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られる。

この「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選

挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もっとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」(昭和61年2月18日最高裁判所判決)とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性がある場合をいう。」(昭和29年9月24日最高裁判所判決)とされている。

以下、このような観点から、申立人の主張について、判断する。

1 審査の申立ての要旨1について

(1) 申立人は、次のとおり主張する。

申立人の一人である榎谷和幸氏(以下「榎谷氏」という。)が車いすに乗った高齢者を連れて投票所へ行った際、受付の係員(以下「係員」という。)に対し、投票所内での当該高齢者の介助を依頼したが、係員はそのまま入場するよう言い依頼を断ったため、榎谷氏が当該高齢者の投票介助を行った。また、榎谷氏はもう一人の高齢者についても投票の手伝いをしたが、係員は同様の対応だった。なお、係員は期日前投票所の投票管理者である齊藤成彰氏ではなく、係員が投票管理者に問い合わせをしたことはない。

すなわち、公選法第58条第3項の規定では、「選挙人を介護する者その他の選挙人とともに投票所に入ることにについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた者」は投票所へ立ち入ることができるとされているが、投票管理者がやむを得ない事情の有無を審査したことはない。

しかし、条文において「選挙人を介護する者」が例示されていることを

鑑みれば、選挙人を介護する者を投票所に立ち入らせることについては原則として投票管理者はこれを認めるべきものといえ、さらに、当委員会が本件選挙の投票録を調査した結果によれば、投票管理者は、投票時間中、期日前投票所において職務に当たっていたとされており、したがって、投票所入場者を現認することができたから、都度係員が投票管理者に問い合わせをしなかったことのみをもって、投票管理者が入場の可否を判断しなかったという事実を確認することはできないことから、本件における申立人の主張を認めることはできない。

- (2) 申立人は、榎谷氏の妻に付き添われて投票を行った高齢者が、同日同所で行われていた衆議院小選挙区選出議員選挙（以下「小選挙区選」という。）の投票用紙を記入している最中に文字を書くことができなくなり、仕方なく榎谷氏の妻が代筆して投票したが、係員が榎谷氏の妻を止めるということではなく、選挙人が代理投票事由を具備するか否かの判断を怠ったという、代理投票制度（公選法第48条）の趣旨に悖る管理がなされており、本件選挙でも同様の管理がなされていたと主張する。

しかし、当委員会が町委員会の調査結果を調査したところ、期日前投票事務従事者は、いずれも、申立人が主張するような事実はなかったと回答しており、申立人主張の事実を確認することはできないことから、本件における申立人の主張を認めることはできない。

- (3) 申立人は、令和3年10月22日の期日前投票所における投票はもとより、他の期日前投票日及び投票日の各投票所でも同様の状況があったことが強く推認されるから本件選挙に係る投票のすべてには、公選法第48条第1項及び第58条第3項に違反した違法があると主張する。

しかし、申立人の主張は、令和3年10月22日の期日前投票所において、公選法第48条第1項及び第58条第3項に違反した管理がなされていたことを前提にしていることから、本件における申立人の主張は理由がない。

2 審査の申立ての要旨2について

申立人は、歌楽会館の投票所において、障害者支援施設の園生らが本件選挙の当選人の広報はがきと同日執行の寿都町議会議員補欠選挙（以下「町議補選」という。）の候補者の広報はがきを張り合わせて加工したはがきを持参していたのは、当該施設の職員から事前に指示ないし示唆を受けていたものと推認され、投票所の入口付近に引率した職員が待機していることによって、投票所内

の園生らの投票行動に影響を及ぼすことは明らかであるのに、これに対して投票管理者は公選法第60条の秩序保持義務を果たしていないから投票の管理執行に違法があると主張する。

しかし、当委員会が町委員会の調査結果を調査したところ、障害者支援施設の園長及び投票管理者並びに投票立会人は、いずれも、申立人が主張するような事実を否定しており、園生らが加工したはがきを持参したことのみをもって、職員から園生らに対し、投票する候補者を事前に指示ないし示唆する行為があったという事実を確認することはできず、また、当委員会の現地調査においては、本件選挙の投票記載台で投票用紙に記載している状況を投票所の入口から視認することができないことを確認していることから、本件における申立人の主張は理由がない。

3 審査の申立ての要旨3について

- (1) 申立人は、歌棄会館の投票所において、投票管理者が投票所を開くのに先立って行われた関係者のミーティングにおいて、代理投票の申し出があれば代理投票にしますという旨の説明を行い、実際の代理投票がなされる際に、個別に投票立会人の意見を聴いておらず、投票管理者が代理投票の要件を審査することもなく代理投票を認めていたから、公選法第48条第2項の手続きを経ていないと主張する。

しかし、公選法第48条第2項の規定により投票管理者が投票立会人に意見を聴くことは、補助すべき者の選任行為についてのみであると解することから、本件における申立人の主張は理由がない。

- (2) 申立人は、園生らが代理投票を行う際、はがきを示す方法で候補者名を指示した場合、引率の職員や投票管理者らに投票内容が了知され、投票の秘密が損なわれると主張する。

しかし、選挙人が投票を補助する者に対して、投票用紙に記載する候補者名を指示するときは、口頭によることを原則とするが、選挙人の意思に基づく限り、紙片、名刺等の提示によっても差し支えないと解されていることから、本件における申立人の主張は理由がない。

- (3) 申立人は、歌棄会館の投票管理者と令和3年10月22日の期日前投票所の投票管理者はどちらも齋藤成彰氏であり、齋藤成彰氏の独断で選挙人への対応方針が考えられていたとは考えられず、組織的な意思決定のもとで他の投票所及び期日前投票所においても同様の管理が行われていたことが優

に推察されるから、本件選挙における代理投票に係る票数はすべて違法であると主張する。

しかし、申立人の主張は、歌楽会館及び令和3年10月22日の期日前投票所において、公選法第48条等の法令に違反した管理がなされていたことを前提にしていることから、本件における申立人の主張は理由がない。

4 審査の申立ての要旨4について

申立人の主張する選挙運動の違反行為については、その存否は刑事裁判手続において確定されるべきものと考えるが、仮に申立人の主張するような事実が存在するとしても、それは選挙の取締ないしは罰則規定に違反する行為であり、公選法第205条にいう「選挙の規定に違反する」ことには含まれない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公選法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されているからである。

よって、本件における申立人の主張は理由がない。

5 審査の申立ての要旨5について

申立人は、令和3年10月22日から同月25日までに実施された小選挙区選、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査（以下、これらの選挙等をあわせて「各選挙等」という。）の期日前投票は同時に一連の投票が行われるものであり、そのいずれかについてのみ代理投票が認められるということとはありえないのだから、各選挙等において代理投票の数が一致していないのは、投票管理者が適正に代理投票事由を審査しておらず、投票録に代理投票した者の数が正確に記載されていないからであって、各選挙等の投票管理者は本件選挙の投票管理者と同一人であるため、本件選挙の代理投票はすべて公選法第48条第1項に違反した違法があると主張する。

また、申立人は、本件選挙と町議補選の一方についてのみ代理投票をしている者がいる蓋然性が高く、かかる事実が明らかになれば本件選挙における代理投票事由の審査の不備は一層明確になると主張する。

しかし、各選挙等における代理投票の数が一致していないことと、本件選挙の審査申立てとの直接の関連は認められず、また、当委員会が令和3年10月22日から同月25日までの期日前投票所及び投票日当日の全投票所における本件選

挙と町議補選の代理投票の数を調査した結果、すべて一致していたことから、本件における申立人の主張は理由がない。

6 審査の申立ての要旨6について

申立人は、申立人の一人である田原誠氏が見聞きした事情を踏まえ、本件選挙の当選人に近い町委員会事務局の森本氏が、期日前投票に係る投票箱の保管に密接に関与しており、従前と異なる場所で投票箱を保管し、投票箱を開閉することが可能な状態であったこと及び、森本氏が防犯カメラの存否を尋ねられてとっさに虚偽を述べるなどしていることから、森本氏が保管中の投票箱を開閉して、保管中の投票用紙を差し替えている疑いがあると主張する。

しかし、町委員会では、期日前投票に係る投票箱を閉鎖する際に、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7で読み替えて準用する同施行令第43条の規定に基づく投票箱の閉鎖手続きを行っており、当委員会の調査において、期日前投票日の初日である10月22日に投票箱の内蓋の鍵を施錠し、鍵を封筒に入れて森本氏以外の投票管理者と投票立会人が封印した上で、開票日まで金庫で保管しており、外蓋の鍵2個についても、各日投票終了後に内蓋の鍵と同様の封印を行った上で、翌日まで金庫で保管していることを確認している。

よって、森本氏が鍵の封印を解いて投票箱を開閉することは物理的に不可能であることから、本件における申立人の主張を認めることはできない。

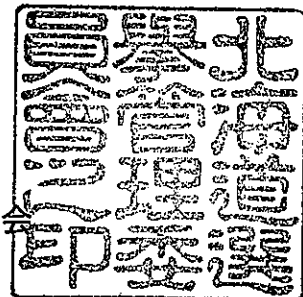
以上のとおり、申立人の主張する事項は、いずれも公選法第205条第1項に規定する選挙無効の要件である「選挙の規定に違反すること」には該当しない。

したがって、同項の「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある」か否かにつき論ずるまでもなく、本件選挙は無効とされるべきものではない。

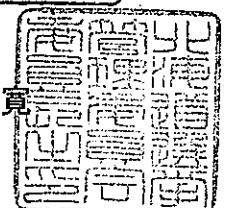
よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和4年(2022年)3月10日

北海道選挙管理委員会



委員長 石塚 正 真



教 示

公選法第203条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、札幌高等裁判所に訴訟を提起することができる。

